(別添2)

## 事業評価の結果(評価対象)

福祉サービス種別

第三者評価の判断基準

通所リハビリテーション

a・・・着眼点をすべて実施している状態

事業所名(施設名)

b···着眼点が一つでも実施していないものがある状態

稲里生協クリニック

c・・・着眼点を一つも実施していない状態

実施していない状態

実施している状態

(H22.9修正版)

評価対象	評価分類	評	価	項目	評	価	細	Ш	評価	着	眼	点	講 評 (評価分類ごと)
適切な福祉サービスの実	1利用者本位の福祉サービ	(1)	する	者を尊重 姿勢を明 ている。		につい	- ビス ハて共 をもこ り組み	く提供 共通の けため けを	a )	156 157	サービス提供の理念や基本方針を定めた文書 重についての記載がある。 サービスの標準的な実施方法を定めたマニュニ の尊重に関する記載がある。 利用者尊重や基本的人権への配慮をテーマと 修会を、年1回以上実施している。 利用者の尊厳を損なう言動や身体拘束、虐待 め「職員行動規範」を定めている。	アルに、利用者 した勉強会・研	員、利用者、職員がともに目指す医療生協の介護に明文化されている。(医療生協の介護 医療生協接遇マニュアル 個人情報保護方針・規則 利用者の個人情報取り扱い規定 就業規則第7章43条) 全職員が研修に参加し参加者の感想文や報告書け、聯員教育育成個人ファイルに
<b>一</b>	Z					利バすニ備	- 保譲 現程・ アル等	護に関 マ を整	a )	160 161	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニる。 サービスの標準的な実施方法を定めたマニュニのプライバシー保護に関する記載がある。 利用者のプライバシー保護や、社会福祉事業にの姿勢・意識をテーマとした勉強会・研修会上実施している。 利用者のサービス実施計画(又はサービス提供に、利用者のプライバシーに配慮したサービス(又は行った)旨の記載がある。	アルに、利用者 に携わる者とし 会を、年1回以 供記録)の中	通所リハビリ業務マニュアルプライバ シーの保護、尊厳について記載されてお

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	点	講 評 (評価分類ごと)
	1	(2) 利用者満足の 向上に努めて いる。	利用者満足の自 上を を を を を を が は の し に し 、 の で の で の で の で の で の で の う の う の う の う	a )	163 サービス提供の理念や基本方針を定めの向上を図る旨の記載がある。 164 利用者満足に関する調査・アンケーる。 165 利用者満足を把握する目的で、利用を聴取を年1回以上行っている。 166 利用者の家族との面談等により、家がしている。 167 利用者満足に関する調査の担当者(対象 調査結果に関する検討会議を設置している。 169 調査結果に関する検討内容に関する語では、169 調査結果に基づいて具体的な改善策をある。	トを年1回以上行ってい 者への個別の相談面接や 族の満足度や要望を把握 担当部署)を定めてい ている。 記録がある。	・利用者満足の向上を意図した取り組みは、医療生協が全国的に行う「医療介護満足度調査」のアンケート結果を指標に、職場会議で分析や検討を行ている。・サービス担当者会議(3か月に1回実施)では利用者の要望を把握した記録がある。
	1	(3) 利用者が意見 等を述べやす い体制を確保 している。	利用者が相談や意見を述べを増している。	a )	171 利用者からの意見・要望等を受け付けいる。 172 利用者からの意見・要望等に対する記でいる。 173 重要事項説明書に、当該事業所の相談当者・責任者の氏名を明記している。 174 重要事項説明書の当該部分を事業所にしている。 175 事業所便り等に相談窓口や相談方法を用者に周知している(年1回以上)。 176 事業所において利用者や家族が意見をのプライバシー保護に配慮する。このである。このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、	担当者及び責任者を定め 談窓口及び電話番号、担 の見やすい場所に の見やすい場所に では では では では では では では では では では	「事業所便り」を、毎月利用者に配布し、利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。「虹の箱」が設置され、自由に投書できる。「虹の箱」は医療生協組合員では受けるがかけた「利用委員会」が参加した「利用委員会」を受ける。で確認でででは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、

評価分類		価	項	目	評	個	近 紙	l 目	評価	着	眼点		講 評 (評価分類ごと)
1	(3)					みか 分に	が確立	の仕組まれた。	-   " )	180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191	苦情相談窓口を設置している。 苦情受付担当者及び苦情解決責任者を定めている。 第三者委員を設置している。 重要事項説明書に、当該施設の苦情相談窓口及び電話者 董情受付担当者・苦情解決責任者の氏名を明記している。 重要事項説明書に、公的な苦情受付窓口として、市町村保険担当課、長野県国民健康保険団体連合会、及びそれる電話番号を明記している。 重要事項説明書の当該部分を施設内の見やすい場所に担ている。 を理事項説明書の当該部分を施設内の見やすい場所に担ている。 を理事項説明書の当該部分を施設内の見やすい場所に担ている。 を設便り等に苦情相談窓口や苦情解決方法を載せることが、利用者に周知している(年1回以上)。  苦情の受付から解決、結果の公表までの手続きを定めた。 「本情の受付から解決、結果の公表までの手続きを定めた。 「本情の受付から解決、結果の公表までの手続きを定めた。 「本情の受付から解決、結果の公表までの手続きを定めた。 「本情の受付から解決、結果の公表までの手続きを定めた。 「本情の受付から解決、結果の公表までの手続きを定めた。 「本情の受付から解決である。 「本情解決記録(受付、原因究明、検討内容にはいる。 「お情解決記録(受付、原因究明、検討内容にはいる。 「お情解決記録(受付、原因究明、検討内容にはいる。 「お情解決記録(受付、原因究明、「大き申し出た利用者できに対する。」 「お情を申し出た利用者できにでする。」 「お情を申し出た利用者できにでする。」 「お情解決記録により確認)。 「お情解決記録により確認)。 「お情解決記録により確認)。 「お情解決記録により確認)。 「お情解決記録により確認)。	番る 村社ぞ 掲 と た ア夫 表 録 や 内 て号。 介会れ 示 に 「 ンを に に 家 容 い、 護福の し よ 対 至 よ 族 及 る	・苦情などは「虹の箱」の投書箱に投書できる仕組みがある。「虹の箱」の管理・検討は「利用委員会」や「運営委員会」で行われている。意見等への検討内容や対応策を、意見等を申し出た利用者や家族等に文書で通知される。また、掲示が必要なものは掲示されるしくみがある。利用者希望により掲示してない場合がある。

評価対象	評価分類	評 価 項	自目	評	価	細	1	評価	着	眼	点	講 評 (評価分類ごと)
	1	(3)			利見・はある。	対して	迅	a )	195 196 197	意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の検討等について規定した「対応マニュアルる。 意見等への対応記録(受付、検討内容、結果 口セスの記録)がある。 対応マニュアルに沿った取組がなされており あった利用者には、検討に時間がかかる場合 に報告している(対応記録により確認)。 対応マニュアルの定期的な見直しを行ってい 意見等への検討内容や対応策を、意見等を 家族等に文書で通知している。	」を整備してい 果、公表に至るプ り、意見や提案の 合も状況を速やか いる。	苦情・意見対応マニュアルがある。検討 内容は職場会議録に記載されている)。 職場会議に記載される。見直し実績はマ ニュアルの更新履歴で確認できる。
									200	意見等を申し出た利用者や家族等に配慮した 内容及び対応策等を公表している。 要望や意見等により具体的にサービスを改 る。	善した事例があ	や改善策を具体化している。 (事例:アレルギー食について検討し実施した)
					苦述をみ分している。	:利用者 する( g立され ]知・検	音等 二組 ル十	a )		「就業規則」「利用契約書」「対応マニュラ 意見等を述べた利用者に対して不利益な扱い い旨の規定を設けてある。 重要事項説明書等に、「万が一不利益な扱い は、事業所として責任ある対応をとるので、	いをしてはならな いを受けた場合	就業規則第7章服務規律、43条服務心得に 記載されている。
										苦情や意見等を述べた利用者に対して不利 職員に対する処分が定められている。	益な扱いを行った	就業規則第8章46条懲戒に 記載されている。
	2サービスの質の確保	(1) 質の向 けた取 を組織 行って	り組み 的に	; ;	サつ評をる。	定期的	」に s制	a )	205 206 207	定められた評価基準に基づいて、年に1回り行っている。 第三者評価を定期的に受審している。 内部監査を毎年実施している。 評価に関する担当者・担当部署が設置されて評価結果を分析・検討する場が、組織としている。	ている。	・質の向上に向けた取り組みとして3点の取り組みを行っている。 職場目標や個人目標を作成 ISO内部監査 週1回のデイケア会議や月1回の職場会議での話し合い。 この3点を通して、定期的に評価を行う体制を整備している。 ・月1回職場会議を行い、評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。

評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	点	講 評 (評価分類ごと)
2	(1)	評価の結果に基 づ取り組織とさき、 取き組のでは の の の で で で で で で で で で で で で で で で	a )	209 職員の参画により評価結果の分析を行っている。 210 分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。 211 職員間で課題の共有化が図られている。 212 評価結果から明確になった課題について、職員の変で改善策や改善計画を策定している。 213 改善策や改善計画の実施状況の評価を実施している。 214 必要に応じて改善策・改善計画の見直しを行ってい	参画のもと る。	稲里生協クリニックの職場目標に従い、 個人目標の自己評価、評価者による面談 も行われている。
	(2) 提供するサー ビスの標準的 な実施方法が 確立してい る。	提供するサービ スについて標準 的な実施方法を 文書化し、サー ビスを提供して いる。	a )	<ul> <li>215 標準的な実施方法のマニュアルがある。</li> <li>216 口腔ケアを標準的なサービスとすることを定めたがある。</li> <li>217 マニュアルはいつでも閲覧できる場所に備え付けるスマニュアルを用いた研修や個別の指導を行っている。</li> <li>218 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどまする仕組みがある。</li> </ul>	られている。	・標準的実施方法に見直しがある場合は、週1回のデイケア会議や月1回の職場会議で行う。 ・医療生協全体に関係する標準的サービスの内容については、事業部リハ科と地
		標準的な実施方 法について見直 しをする仕組み が確立してい る。	a )	220 サービスの標準的な実施方法のマニュアルを見直で 討会議が毎年1回以上開かれている。  221 マニュアルの見直しには、関係する各分野の職員が いる。  222 職員や利用者等からの意見や提案をもとにマニュス した具体的事例がある。	が参加して	議、職場会議、管理者会議、本部への流    れになっている。
	(3) サービス実施 の記録を適切 に行ってい る。	利用者に関する サービス実施状 況の記録を適切 に行っている。	a )	<ul> <li>223 利用者一人ひとりの個人記録(台帳)があり、親族絡先・主治医・通院先、投薬、障害と注意点、疾病担当介護支援専門員、他のサービス事業所などが認当職員が不在の場合でも対応できるよう情報が整備れている。</li> <li>224 利用者一人ひとりについて、それぞれのサービスが毎回記録されている。</li> <li>225 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じない記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。</li> </ul>	病と禁忌、担 書かれ 東 ・ 東 供 内 に 、 お ・ で れ 、 も ・ も ・ も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も	員以外の出入りかないようになっている。 アセスメント時に連絡先を含めた記録がとってある。 ・サービス提供記録は利用者が帰宅後に行われる。記録用 紙には、血圧・体温(必要な場合)・食事量・排泄や移動 状況やリハビリ等の内容が記載される。

評価対象	評価分類	評	価	項	目	評	価	紐	l II	評価	着	眼	点	講 評 (評価分類ごと)
	2	(3)						の管	関する で い て い	a )		26 記録管理の責任者が設置されている。 27 利用者の記録の保管、保存、廃棄に関する規程である。 28 利用者や家族等から情報の開示を求められた場合程を定めている。 29 就業規則や雇用契約書に守秘義務の規定がある。 30 退職後の守秘義務について、職員から誓約書を認 31 個人情報の利用について、契約時に利用者及び行同意書を得ている。 32 記録の管理について個人情報保護と情報開示の領員に対し教育や研修が行われている。 33 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。	会に関する規 とっている。 その家族から 観点から、職	全員から誓約書をとっている。 契約時に同意を得ている。サービス担当 者会議、リハビリカンファレンスで個人 情報を共有している。
							に関	する 間で	状況等 情報を 共有化 。	a )		34 組織における情報の流れが明確にされ、情報の会情報が的確に届くような仕組みが整備されている 35 情報共有を目的として、ケアカンファレンスの 等、職種を超えた取組みがなされている。	る。	
								トを	要なサ 行って	a )	2	36 記録の書き方、通所リハビリテーション計画の現 報告事項等について個別に指導した記録がある。 37 トラブルの際には職員の言い分も十分に聞き、 受け止める仕組みがある。 38 援助が難しい利用者の担当職員には、管理者等が 聞き、大変さや努力を認めている。 39 職員との話し合いやグループ・スーパービジョン の後の職員の状況等に関する記録がある。 (「グループ・スーパービジョン」とは一人の知 持った指導員が数人の経験の浅い職員に対して動 行うことを言います。) 30 ステップアップ研修や、担当利用者の疾病等の知 研修が定期的に実施された記録がある。	その気持ちを が常に状況を ンの内容、そ 知識や技導を 集団で指導を	・記録の書き方、通所リハビリテーション計画の理解の仕方、報告事項等については、事業部リハ科・地域リハ課で指導している。指導は職場会議で全員参加で行っている。統一されている。個人面接でも必要に応じて行われている。

評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	講 評 (評価分類ごと)
3 サー ビスの開始・継続	(1) サービス提供 の開始を適切 に行ってい る。	利用希望者に対 してサービス選 択に必要な情報 を提供してい る。	a)	242 写 243 <sup>理</sup> 244 写 245	インターネットを利用して、事業所及びサータかしたホームページを作成し公開している 事業所を紹介するをパンフレット等作成している。 理念や、実施する福祉サービスの内容を紹介を も施設等多数の人が手にすることができるよう。 事業所及びサービスの内容等を紹介する資料 高真・図・絵の使用等で誰にでもわかるよう。 同学、体験利用等の希望に対応している。 別い合わせへの対応担当者を定めている。	る。 ている。 介した資料を、公 場所に置いてい 料は、言葉遣いや	・県が管理している「介護サービス公表 システム」で公開している。 ・見学 や体験利用の希望については、主任が窓 口になり、担当ケアマネと連携して行っ ている。
		サービスの開始 にあたり利用者 等に説明し同意 を得ている。	a )	248 年 249 章 250 記 251 年 252 和	サービス開始時に、サービス内容や料金等ができるようには即きを取りである。 「世界事項説明書を取りであっている。」 「世界事項説明書及び契約書の文字の大きさりなっている。」 「世界を表現である。」 「世界を表現である。」 「世界を表現できるようにしている。」 「世界を表現できるようにしている。」 「世界者が、いつでも契約の解除ができること。」	している。 は読みやすいもの しやすいような工 活用)を行ってい を求めず、余裕を	・契約手続や重要事項説明は、主任や経 験のあるリハ職員が行うようにしてい る。
	(2) サービスの継 続性に配慮し た対応を行っ ている。	他の施設への移 行などにあたり サービスの継続 性に配慮した対 応を行ってい る。	a)	253 代程 254 th 255 th 256 th	也の事業所への移行、施設入所、家庭での度 多行にあたり、サービスの継続性に配慮した 書を定めている。 サービス終了した後も、組織として利用者で きるように担当者や窓口を設置している。 サービス終了時に、利用者や家族等に対し、 法や担当者について説明を行い、その内容で 度している。 サービス終了時に、利用者の状況を踏まえ、 最やアドバイスを利用者及び家族に行ってに	た手順と引継ぎ文 や家族等が相談で 、その後の相談方 を記載した文書を 、介護に必要な情	・サービスの継続性は、ケアマネや家 族・本人の揃うサービス担当者で対応し ている。 ・サービス状況はシートに落としてあ る。

評価 評価 対象 分類	京 評 価 項 目	評価細目	評価	着	眼	点	講 評 (評価分類ごと)
4サー ビス実施計画の策定	行っている。	に使ってアピス メントを行って いる。	a )	258 259 260 261 262	アセスメントの様式が統一されている。 利用者の身体状況や、生活状況等を、組織が定様式によって把握し記録している。 アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定定期的にアセスメントの見直しが行われている部門を横断したさまざまな職種の関係職員(程医師や弁護士など組織以外の関係者も)が参加メントに関する協議を実施している。 利用者一人ひとりの具体的なニーズや課題が追デーション計画上に明示されている。	Eめている。 る。 重別によっては ロして、アセス 動所リハビリ	
	(2) 利用者に対す るサービス実 施計画でる。	サービス実施計画を適切に策定している。	a )	264 265 266 267 268 269	通所リハビリテーション計画に利用者又はその 通所リハビリテーション計画を利用者又はその し、同意のサインを得ている。 通所リハビリテーション計画には長期目標・短 に記載されている。 通所リハビリテーション計画の目標として心身 回復を盛り込んでいる。 通所リハビリテーション計画は利用者の自立支 通所リステーション計画は利用者の自立支 ものとなっている。 意思表示が困難な利用者の希望・要望の聴取に 意思表示が困難な利用者の希望・要望の聴取に 意思表示が困難な利用者の希望・要望の聴取に 意思表示が困難な利用者の希望・要望の聴取に 意思表示が困難な利用者のの発望の聴取に 意思表示が困難な利用者のの発望の聴取に 意思表示が困難な利用者のの発望の聴取に 意思表示が困難な利用者のの発望の聴取に 意思表示が困難な利用者のの発望の聴取に 意思表示が困難な利用者のの発望の聴取に の方となっている。	D家族に説明 豆期目標が明確 引機能の維持 しまる ざば出まなど まなど まなど まなど は きょく は は しゅうしゃ しゅうしゅう しゅう	・マネージメントマニュアルに沿って的 確に行われている。

評価 評价 対象 分類	価類	評	価	項	目	評	価	細	目	評価	着	眼	点	講 評 (評価分類ごと)
4		(2)				1	ス実施価・見			a)	271 272 273 274 275	通所リハビリテーション計画の見直し時期(計画上に明示されている。 通所リハビリテーション計画は定期的に見直応じて随時見直している。 通所リハビリテーション計画の見直しは、利族の希望を取り込んで行なっている。 通所リハビリテーション計画の変更を利用者説明し、同意のサインを得ている。 3ヶ月に1回以上ケアカンファレンスを実施リテーション計画の評価をしている。 見直しによって変更した通所リハビリテーシを、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 通所リハビリテーション計画を緊急に変更すを整備している。	重すほか、必要に 別用者又はその家 質又はその家族に 更し、通所リハビ ション計画の内容 いている。	・毎週火曜日の5時から、全スタッフ参加でカンファレンスを行っている。カンファレンスでは、リハ・介護・看護の附種別の評価が報告され、利用者の意向に沿った長期目標や短期目標が話し合われる。アセスメントの様式は統一したものを使用している。計画書が3か月に達する利用者について重点的に行っている。